

新しい制度「民事信託」

これまで、不動産などの財産を管理する方法は、「売買、贈与、代理」といったものが中心でしたが、今は、「**民事信託**（みんじしんたく）」という新しい制度が身近になりました。

民事信託は、今まではできなかったことができるようになり、高齢者や障がい者の方のさまざまな悩みの解決に役立ち、高齢社会のあんしんをサポートするしくみです。

司法書士が、民事信託をサポートいたします！

こんなご相談ありませんか？

収益アパートの管理



父 そろそろ、アパート経営を息子に任せたいな。



息子 **賃借人との契約**や、もっと大きな、**建て替え**、**売却**は、父さんでなければできないよ。



父 そうなのか。何か方法はないのかな。



息子 **「民事信託」**という方法があるらしいよ。

子どものいない夫婦



夫の姪

おじちゃん、おばちゃん、私にできることがあれば言ってね！



夫 夫婦二人だけの人生も満喫したね。



妻 これからの生活、姪っ子だけが頼りだわ。



夫 私の**財産を、夫婦二人のために管理してもらって**、お礼として**姪っ子に残す**方法はあるのかな。私が先に死んだら、姪は妻の相続人じゃないし…



妻 **「民事信託」**という方法があるらしいわよ。

収益アパートの管理に関する解決例

アパートの経営を息子に任せるために、息子と信託の契約をするんだな。

アパート経営

入居者

信託契約

父

任せて利益を得られる！

息子に名義変更

息子

入居者と賃貸借契約

入ってきた賃料を、老後の生活のために使えるのは安心だな。

子どものいない夫婦に関する解決例

「民事信託」で備えておけば…こんなことが可能に！

- ① 認知症になっても、自宅を売って、そのお金を夫婦の生活資金とすることができます。
- ② 夫婦がともに亡くなったら、残った財産を、お世話になった姪っ子に渡すと決めておくことができます。

※『民事信託』の契約は、判断能力があるうちにあらかじめ行っておく必要があります。

その他、こんな場合に民事信託が使えます！

障がいのある子の
将来の財産管理

代々承継してほしい
不動産がある

高齢になり
詐欺にあうのが心配

再婚した妻と前妻の子との
財産問題

物忘れがひどくなり
財産管理が不安

婚姻関係にない方への
財産承継

司法書士が民事信託をサポートします！
遺言、成年後見なども、あわせて
お近くの司法書士又は司法書士会
にご相談ください。

※司法書士又は司法書士会使用欄



令和4年に司法書士制度は
150周年を迎えます